

原発事故被災者への支援拡充に関する意見書

2012年6月21日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」いわゆる“子ども・被災者生活支援法（以下「支援法」という。）”が、議員立法により全会一致で可決成立した。

この支援法は、第2条第2項において被災者の（1）支援対象地域での居住、移動、帰還の自由を保証し「選択の権利」を尊重すること、（2）支援対象地域はもとより、支援対象地域以外の地域で生活される場合であっても適切に支援すること、第2条第5項、第8条第2項において（3）特に子どもへの健康被害を防止すること、などが盛り込まれた生活支援等施策を進める基本となる事項を定めたものである。これに基づき政府は具体化のための基本計画を定めた。

福島第一原子力発電所事故から7年が経過し、今なお、静岡県を含め多くの方が住み慣れた地域を離れて避難しており、住宅や仕事の確保、子どもの健康不安を初め、二重生活の費用等、さまざまな負担を強いられている。また、被曝による健康障害、とりわけ子ども、若い世代への影響を考えれば一刻も早い対処が必要である。

については、国におかれては、被災者の現状を真摯に受け止め、さらに支援法に基づき更なる具体的な施策を迅速に実施するよう、次の事項について要望する。

記

- 1、国際放射線防護委員会の一般公衆被ばく限度である年1ミリシーベルトの基準勧告を順守し、子ども被災者支援法の趣旨を尊重すること。
- 2、原発事故被災者に対し放射線に基づく健康被害を防止し健康管理のために健康手帳を交付する等、生涯にわたる支援を行うこと。
- 3、子ども被災者において心身の健康保持に向け、福島県内・県外での支援事業の実態を把握し、必要かつ十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

静岡県焼津市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
復興大臣
厚生労働大臣
環境大臣
文部科学大臣

} 様